

清稜監査法人における実効的な組織運営に関する取組（監査法人ガバナンス・コード）の適用状況

判定について ○現時点で適用できていると考えられる項目

△現時点で一部適用しているが不十分と思われる項目

×現時点では全く適用できていない項目

要 求 事 項	判 定	清 稜 監 査 法 人 の 状 況
原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	○	当法人は、監査を通じて社会の健全な発展に資するよう、構成員全員が自己研鑽に努め、全員参画経営を目指しております。 これを実現するために、法人に、常務会、業務委員会、総務委員会、品質管理委員会、情報セキュリティー委員会を設け、構成員全員がその一つ又は二つの委員会に属するようにしております。
1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	○	監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当法人の運営方針において優先されるということを明らかにしています。
1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	○	監査業務の品質が優先するというのが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進(インセンティブ・システムを含む。)等の人事に関する方針及び手続に反映させるようにしています。
1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	○	当法人は、全員参画経営を目指すことにより、開放的な組織文化・風土が醸成されております。その結果、構成員による会計監査を巡る課題や知見、経験の共有や、積極的な議論が行われております。
1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	○	当法人では、監査業務が業務全体の大部分を占めており、非監査業務は極めて限定的です。
原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	○	当法人には、実効的な経営機関として常務会があり、その下に総務委員会、業務委員会、品質管理委員会、情報セキュリティー委員会を設けることによって組織的な運営を行っています。
2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	○	品質管理委員会には、審査グループ、定期的検証グループ、モニタリンググループ、監査実施者評価委員会を設け、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制を整備しています。
・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	○	当法人の監査マニュアルでは、「監査責任者と監査チームの主要メンバーは、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性、並びに企業の実態及びその環境に基づき適用される財務報告の枠組みについて討議しなければならない。」としています。同マニュアルは、虚偽表示リスクについて、経営者や監査役等とコミュニケーションを義務付けています。
・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	○	当法人では、能力開発規程を設け、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成を行っており、監査実施者評価規程を設け、人事管理・評価等に係る体制の整備を行っています。
・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	△	現在、エクセルやアクセス、また、それらのマクロプログラミングにより業務の効率化、深度化を図っております。今後、より大量のデータを効率的に扱うためCAAT専用ツールの導入も検討しています
2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	○	会長は、常務会のメンバー、各委員会の委員長及びその構成員の選定についてはその機能が十分発揮するよう慎重に検討し、社員会の承認を得ている。
原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。		監査法人のガバナンス・コードは、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されたものです。大手監査法人の場合、経営に関与しない多くの構成員を有しており、パートナーも有限責任しか負わない場合が多いようです。このような場合、独立性を有する第三者からなる監督評価機関を設け、その知見を活用することは重要になってきます。
3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。		
3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	×	当法人は、構成員が少なく、パートナーは全て無限連帯責任を負っています。更に公認会計士のほとんどはパートナーとして経営に参画しており、それ以外の職員も委員会活動を通じて経営に参加しており、全員参加型の経営を行っています。また、当法人のパートナーの多くは当法人の監査業務を専業といたしておりますが、法人の経営を客観的に判断するために、会計事務所や会社を経営されている公認会計士もパートナーとして参画し、社員会において経営のアドバイスや意見を発信しています。

	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与		
3-4.	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たったの補佐が行われる環境を整備すべきである。		
原則4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4-1.	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	○	当法人では、1～2ヵ月に1回業務委員会や品質管理委員会を開催しており、監査の品質向上に向けた意見交換や業務の在り方に関する議論を積極的に行っています。
4-2.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	○	当法人では、品質管理規程第6章（第20条～第25条）並びに監査実施者の評価に関する規程により法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用している。専門要員の昇進については実施した監査業務の品質（職業的懐疑心の発揮を含む。）や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況を特に考慮することとなっています。
4-3.	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。		
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	○	当法人には、部署と呼ばれる組織単位はないが、監査チームの編成には、業務の内容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事及び適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験につき、バランスのとれた専門要員の配置が行われることとしています。
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	○	当法人における非監査業務は限定的ですが、コンサルティング業務や調査業務には若い人を中心に知見や経験を獲得する機会を提供しています。
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	○	前述のとおり、監査チームの編成に際しては、専門要員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用しています。
4-4.	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	○	監査人は、不正を識別した場合、又は不正が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合、不正の防止及び発見に対する責任を負う者にその責任に関する事項を知らせるため、適切な階層の経営者に適時にこれらの事項を伝達することにしています。
4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	○	当法人では、品質管理規程第53条に不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するようにしております。
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5-1.	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	○	日本公認会計士協会のホームページの上場会社監査事務所登録情報のサイトに一般に閲覧可能な文書として「誓約書」、当法人の「品質管理システム概要書」、当法人の経営に関する「説明資料」を載せています。今後、本原則の適用について社員会で承認されれば、その適用状況を公開したいと考えています。
5-2.	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。		
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	○	品質管理システム概要書の1に品質に関する責任の方針及び手続を記載しております。また、説明資料の4に業務官営体制の整備及び業務の運営状況のところに当法人の品質管理の状況について説明しております。
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	○	同上
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方	×	当法人では、非監査業務が極めて限定的であるため、特に説明を行っていませんが、今後重要性が増せば対応したいと考えています。
	・経営機関の構成や役割	○	説明資料の四に「監査法人の組織の概要」を記載しています
	・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	×	当法人は、小規模かつ全員参画型経営であることから、独立した第三者監督・評価機関は設置していません。
	・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	○	説明資料4（5）に業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認を記載しています。しかしながら、これをもって監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価とするには十分ではありませんので、今後そういったことを踏まえて記載内容を充実したいと考えています。
5-3.	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	×	会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、前述の品質管理システム概要書並びに説明資料で説明を行っており、会計士協会のホームページなどを通じて資本市場参加者は当法人の品質管理の概要を知ることができます。また、当法人への質問・意見は、当法人のホームページからお問い合わせメールを発信することができ、門戸は開かれております。
5-4.	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	○	当法人が実施する品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取組みの実効性のある程度定期的に評価できていると考えます。本原則の適用状況の評価は、今後検討したいと考えています。
5-5.	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	×	前述のお問い合わせメール等による当法人への質問・意見につきましては、真摯に対応していきたいと思います。